

保育部会（概要版）

【提言項目】

子育て期における親の就労に対する配慮を行うこと

【保育部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する1,119の都内公私立の認可保育所をもって組織されている。本部会は、子どもの最善の利益を保障し、子ども家庭福祉の増進と職員の資質向上を期するため、認可保育所相互の連絡調整を図り、各種調査・研究活動、研修会の開催等の事業を行っている。

【平成18年度の緊急提言】

(1) タイトル 「認定子ども園に関わる条例制定等にあたっての要望」

提出先 東京都福祉保健局長

提出者 保育部会長

期 日 平成18年10月26日

保育部会（詳細版）

【提言項目】

子育て期における親の就労に対する配慮を行うこと

【現状と課題】

保育部会では、平成16年12月に「保育園を利用している親の子育て支援に関する調査」を実施した。

同調査は、東京都社会福祉協議会に加入する23区および27市の公私立の認可保育園から、各区市別・公私立別に各1園程度の保育園を抽出し、その園に在籍する5歳児の保護者に対してアンケートを配布した。配付したアンケート用紙は2,467通、回収は1,690通（回収率68.5%）であった。

調査結果からは、「父親・母親の就労状況と子育ての実態」について以下のことが明らかになった。「仕事と家庭の両立」「両立支援」という言葉がこれほど氾濫する今日においても、子どもを生き育てながら生きるために働くことは、個人的レベルで見れば、かなりの努力を払ってもなかなか難しい実情が浮き彫りになっている。

①祖父母という親族のサポート

「祖父母と親と子」の三世同居は16.7%みられた。平成14年の東京都基礎調査では、「三世帯世帯」は11.9%となっており、共働き家庭の同居率が高くなっている。

②夫婦間での就労と育児の調整

「常勤」の父親と「短時間・パート」の母親という就労形態によって、保育園の送迎時間の調整が行なわれている。

このことは、父親と母親の出勤時間、帰宅時間のズレによく表れている。父親の6割が「午前8時までに」仕事に出かけているが、母親は「午前8時以降」が6割となっている。帰宅時間は、父親の過半数が「午後7時以降」で、母親の場合、「午後6時前」が4割となっている。

③子どもの数で異なる子どもの在園時間

全体の在園時間は、9割が「10時間程度」内である。子どもの数が増えると、保育時間は短くなる傾向がある。

「第1子」の場合は、「10時間程度」以上が30.1%、「第2子」は21.8%、「第3子」は22.7%である。子どもの数が2人、3人となると、短くなっている。子どもが保育園に在園している間は安心して長時間働き、長子が小学校低学年の間は、少し短い時間に切り替えているのかもしれない。また、「母子家庭」では長時間利用の傾向がみられ、保育園に入所した時期でも「12ヶ月未満」での入所比率が高い傾向がある。

家族間のサポート、調整も万能ではない。

共働き世帯であっても、子どもの年齢が高くなるにつれて、祖父母同居を解消するケースも、住宅事情の厳しい都市では珍しいことではない。また、父親も母親も「常勤」で、共に早朝に出勤し、共に遅くに帰宅する家庭では、「時間的にも精神的にもゆとりがない」という家庭が、これからはもっと増えていくはずである。

保育部会が今回の調査の6年前に実施した調査と比較すると、父親は「常勤」が減少しているが、母親は「常勤」が増加している。「短時間・臨時」という不安定な就労状況に甘んじている母親ばかりではなくなっている。

母親の中にも、出勤時間が「7時30分より前」が11.5%、帰宅時間が「午後7時以降」と、1割以上の家庭では、単に「開所時間」だけでなく、「開所時間帯」の問題を抱えている。また、「母子世帯」が12.0%、「父子世帯」が1.1%と、合わせて13.1%が「ひとり親世帯」である。「東京都基礎調査（平成14年）」の9.1%と比較すると高い割合を占めている。

保育関係者は、乳児・低年齢児から「長期間・時間」保育を受けて育つ子どもたちを根底においた十分な保育を実施する責任がある。また、数は多くはないが、早朝保育、深夜の保育、緊急の保育を必要とする親たちへの配慮も欠かせない。

【提言内容】

- 1) 「臨時・パート」などの短時間保育士でつなぐ長時間保育体制を見直し、保育体制を完全2交代制にするなど、時代にふさわしいものに転換すること。
- 2) 保育士の配置基準など、「児童福祉施設最低基準」を改めていくこと。
- 3) 「男女共同参画社会」を構築する基本として、「仕事と家庭の両立」を支える社会的なサポートのあり方を根本的に再検討すること。